



改正民事執行法における 財産開示手続・第三者からの情報取得手続

2020年6月26日

YLO定例会資料

2020/06/26

Yabuki Law Offices



本日の内容

1. 施行日・経過措置
2. 財産開示手続の改正点
3. 第三者からの情報取得手続の新設
4. 第三者からの情報取得手続と他手続の比較

2020/06/26

Yabuki Law Offices

1

施行日・経過措置

- 施行日
 - 公布日である令和1年5月17日から1年以内に施行(民執法附則1条)
→令和2年4月1日より施行(令和元年政令第189号)
- 経過措置
 - 第三者からの情報取得手続のうち、登記所からの不動産情報に関する情報取得手続は、令和3年5月16日迄に開始予定(民執法附則5条)

財産開示手続の改正点

- 財産開示手続の趣旨
 - 債務者の財産に強制執行をするには、対象財産を特定する必要
(規則23条, 99条, 133条2項参照)
 - ✓ 対象財産を特定できなければ債務名義を取得しても強制執行不能
- ➡ 財産開示手続により権利実現の実効性を向上
- 財産開示期日
債務者は期日に自己の財産について陳述(旧法199条1項, 2項)

財産開示手続の改正点

- 財産開示手続の利用は低調
 - 利用できる債務名義に制限(旧法197条1項括弧書き)
 - 以下は対象外
 - 仮執行宣言付の、判決、損害賠償命令、届出債権支払命令、支払督促
 - 執行証書
 - 確定判決と同一の効力を有する支払督促
 - 手続違背の制裁が不十分：30万円以下の過料(旧法206条1項)
 - 強制執行の不奏功等の要件(法197条1項各号)の立証(疎明)が困難
 - 一 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より六月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。
 - 二 知っている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

財産開示手続の改正点

- 改正点
 - 申立権者の範囲拡大(旧法197条1項括弧書きの削除)
金銭債権についての債務名義であればいずれも利用可能
 - 仮執行宣言付判決
 - 執行証書
 - 手続違背に対する制裁の強化(法213条1項5号、6号)
正当な理由のない不出頭、虚偽陳述等につき刑事罰
 - 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

財産開示手続の改正点

■ 改正の見送られた論点

- 強制執行の不奏功等の要件(法197条1項各号)
 - 中間試案段階では立証責任を債務者側に転換する見解^[1]



- 実務では197条1項2号の疎明は相当緩和されているとの説明^[2]
- 本来的には債権者の責任において立証をすべきものとの指摘^[3]

■ 改正の実務への影響

- 財産開示手続の利用
- 執行証書の活用

第三者からの情報取得手続の新設

■ 手続の種類(法205条ないし207条)

1. 金融機関からの預貯金・株式等の情報取得(法207条)
2. 登記所からの土地・建物等の情報取得(法205条)
3. 市町村・日本年金機構等からの給与債権に関する情報取得(法206条)

■ 手続新設の趣旨

- 債務者財産を特定する必要性

第三者からの情報取得手続の新設

■ 金融機関からの預貯金・株式等の情報取得①

・民事執行法207条1項柱書

執行裁判所は、第百九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づき強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

□ 要件

1. 執行力ある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者等(同項柱書)
2. 執行開始の一般的要件(同項但書)
3. 強制執行等の不奏功又はその見込み(同項柱書、197条1項各号)
4. 破産手続開始決定等の執行障害がないこと(破産法42条6項等)

第三者からの情報取得手続の新設

■ 金融機関からの預貯金・株式等の情報取得②

□ 効果

・裁判所は以下の者に以下の情報の提供をすべき旨を命令

➢ 銀行等：

(1)預貯金債権の存否、(2)取扱い店舗並びにその預貯金債権の種類、口座番号及び額(法207条1項1号、規則191条1項)

➢ 振替機関等：

(1)振替社債等の存否、(2)その振替社債等の銘柄及び額又は数(法207条1項2号、規則191条2項)



上場株式、国債等の情報の取得も可能

第三者からの情報取得手続の新設

- 金融機関からの預貯金・株式等の情報取得③
 - 効果
 - 金融機関は書面で裁判所に情報を提供(法208条1項)
 - ・ 裁判所は申立人に書面の写しを送付(同条2項)
 - ・ 金融機関が申立人に写しを直送することも可能(規則192条2項)
 - 裁判所は情報の提供がされた旨を債務者に通知(法208条2項)
 - 執行抗告
 - 債権者は申立てを却下する裁判に対し執行抗告可能(法207条3項)
 - 申立手数料等

2020/06/26

Yabuki Law Offices

10

第三者からの情報取得手続の新設

■ 登記所からの土地・建物等の情報取得①

・ 民事執行法205条1項
執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める者の申立てにより、法務省令で定める登記所に対し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものについて情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、第一号に掲げる場合において、同号に規定する執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

- 一 第九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合
執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者
- 二 第九十七条第二項各号のいずれかに該当する場合
債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

- 要件
 1. 執行力ある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者等(同項1号)
 2. 執行開始の一般的要件(同項但書)
 3. 強制執行等の不奏功又はその見込み(同項1号)
 4. 破産手続開始決定等の執行障害がないこと(破産法42条6項等)
 5. **財産開示手続の前置(法205条2項)**

2020/06/26

Yabuki Law Offices

11

第三者からの情報取得手続の新設

- 登記所からの土地・建物等の情報取得②
 - 効果
 - 裁判所は登記所に対し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物等について以下の情報の提供をすべき旨を命令(法205条1項)
 - ①債務者が所有権の登記名義人である土地等の存否(規則189条)
 - ②その土地等を特定するに足りる事項(規則同条)
 - 申立てを認容する決定の債務者への送達(法205条3項)
 - 執行抗告
 - 当事者は申立てについての裁判に対し執行抗告可能(同条4項)
 - 申立ての認容決定は確定しなければ効力を生じない(同条5項)

2020/06/26

Yabuki Law Offices

12

第三者からの情報取得手続の新設

- 市町村・日本年金機構等からの給与債権に関する情報取得①

・民事執行法206条1項柱書

執行裁判所は、第九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、第五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

- 要件
 1. 扶養義務等に係る請求権や人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力ある債務名義の正本を有すること(同項柱書)
 2. 執行開始の一般的要件(同項但書)
 3. 強制執行等の不奏功又はその見込み(同項柱書・法197条1項各号)
 4. 破産手続開始決定等の執行障害がないこと(破産法42条6項等)
 5. 財産開示手続の前置(法206条2項、205条2項)

2020/06/26

Yabuki Law Offices

13

第三者からの情報取得手続の新設

- 市町村・日本年金機構等からの給与債権に関する情報取得②
 - 効果
 - 裁判所は以下の者に以下の情報の提供をすべき旨を命令
 - ①市町村：
 - (1)給与の支払をする者の存否, (2)その者の氏名又は名称及び住所(法206条1項1号, 規則190条1項)
 - ②日本年金機構等：
 - (1)報酬又は賞与の支払をする者の存否, (2)その者の氏名又は名称及び住所(法206条1項2号, 規則190条2項)
 - 申立てを認容する決定の債務者への送達(法206条2項, 205条3項)
 - 執行抗告
 - 当事者は申立てについての裁判に対し執行抗告可能(法206条2項, 205条4項)
 - 申立ての認容決定は確定しなければ効力を生じない(法206条2項, 205条5項)

第三者からの情報取得手続と他手続の比較

- 預貯金債権等の情報取得手続と財産開示手続

	強制力	密行性	開示情報の範囲
預貯金債権等の情報取得手続	裁判所による金融機関への命令	情報提供後に債務者に通知	預貯金, 振替社債等に係る情報
財産開示手続	刑事罰	実施決定の債務者への送達	全ての債務者財産に関する情報

- 預貯金債権等の情報取得手続と弁護士会照会

	強制力	密行性	債務名義の範囲
預貯金債権等の情報取得手続	裁判所による金融機関への命令	情報提供後に債務者に通知	全ての債務名義
弁護士会照会	実務上は多数の銀行が照会に対応	運用上は債務者への通知なし	従前の扱いでは執行証書等は除外



参考文献リスト

- [1] 法務省民事局参事官室『民事執行法の改正に関する中間試案の補足説明』(2017)7頁
- [2] 上記『中間試案の補足説明』6頁
- [3] 上記『中間試案の補足説明』7頁